

更生計画案の概要

第1 更生計画案の基本方針

日本海洋掘削株式会社(以下「JDC」という。)及び Japan Drilling (Netherlands) B.V.(以下「JDN」という。)の更生計画案は、Farallon Capital Management L.L.C.及びその関係会社(以下「ファラロングループ」という。)が保有管理する会社(以下「本スポンサー」という。)から支援を受けることで、JDCグループが運営する事業の維持更生を実現することを基本方針とする。

本スポンサーは、JDC 及び JDN とのスポンサー契約(以下「本スポンサー契約」という。)に基づき、JDC 及び JDN の有する人的・物的資源を有効に活用し、JDC 及び JDN の運営を長期的に補佐し、その収益力を向上させ、JDC 及び JDN の事業を維持・発展させるよう合理的に可能な範囲において最大限努力する。

本スポンサーは、JDC グループの強みは、日本唯一の海洋掘削技術を持ち、日本政府との協業を通じて事業を継続してきた点にあること、並びに、技術力、操業体制ないしオペレーション品質の維持を図り、操業の安全性及び安定性を確保していくことの重要性を認識し、JDC 及び JDN の事業運営は従前どおり継続する方針である。本スポンサーは、JDC が、日本の海洋政策への貢献を継続できるよう、合理的に可能な範囲において最大限努力する。

第2 JDC 及び JDN による更生債権等に対する弁済

1 弁済に関する基本的な考え方

JDC 及び JDN は、本スポンサーから拠出される 200 億円及び JDC の手許現預金 60 億円の合計 260 億円を弁済原資として、更生債権等に対する弁済を行う。ただし、本スポンサー契約所定の控除額(債務免除益の発生に伴う租税債務等)が発生した場合は、260 億円から当該控除額(23 億 8250 万円を上限とする。以下「本弁済控除額」という。)を控除した残額を弁済原資とする。

260 億円の弁済原資(本弁済控除額がある場合は控除後の金額)を、約 82.91% : 約 17.09%(本スポンサー契約所定の JDC と JDN の企業価値に基づく按分比率)で、JDC の更生債権等に対する弁済資金と JDN の更生債権等に対する弁済資金とに按分して、以下の弁済を行う。

(1) 第1回弁済

時期：第1回弁済日(本スポンサー契約に基づくクロージング日から30日以内又は別途合意する日)

内容：236 億 1750 万円(260 億円から本弁済控除額の上限額(23 億 8250 万円)を控除した残額)を弁済資金とした、更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権に対する弁済(詳細は下記2参照)。

(2) 第2回弁済

時期：第2回弁済日(本スポンサー契約に基づき JDC 及び JDN が各国にて第1回弁済日の属する事業年度に係る税務申告書を提出した日から90日以内又は別途合意する日)

内容：260 億円(本弁済控除額がある場合は控除後の残額)を弁済資金とした場合の一

般更生債権に対する弁済額を算出し、当該弁済額と第1回弁済における既弁済額との差額を弁済（詳細は下記3参照）。

2 第1回弁済

(1) 弁済資金

JDC及びJDNは、それぞれ下記表の算式により求められる額を弁済資金として、下記(2)から(4)に記載のとおり、更生債権等に対する弁済（第1回弁済）を行う（なお、JDCはJDNに対して一般更生債権を、JDNはJDCに対して更生担保権及び一般更生債権を有するため、JDC及びJDNは、各更生計画に基づき弁済金を受領し、当該弁済金も各更生計画における更生債権等に対する弁済資金となる。）。

JDC	236億1750万円×約82.91%+JDNの第1回弁済により受領する弁済金
JDN	236億1750万円×約17.09%+JDCの第1回弁済により受領する弁済金

(2) 更生担保権に対する弁済

JDC及びJDNは、第1回弁済日に、更生担保権の全額を弁済する。

(3) 優先的更生債権に対する弁済

JDCは、第1回弁済日に、優先的更生債権を一括納付する。ただし、延滞金等については、徴収権限を有する者の意見を聴取等した後に免除を受ける。

※ JDNについては優先的更生債権は存在しない。

(4) 一般更生債権に対する弁済

JDC及びJDNは、一般更生債権のうち元本並びに開始決定日前日までの利息及び損害金（以下「元本等一般更生債権」と総称する。）について、第1回弁済日に、下記①②の各第1回弁済率に基づき算出した金額を弁済する。

① JDCの第1回弁済率

区分	第1回弁済率
100万円以下の部分	100%
100万円を超える部分	7.70%（※）

② JDNの第1回弁済率

区分	第1回弁済率
100万円以下の部分	100%
100万円を超える部分	22.10%（※）

※ 第1回弁済における弁済率の下限であり、延滞金等の免除の状況や条件付一般更生債権及び未確定一般更生債権の状況等により調整される。

3 第2回弁済

JDC 及び JDN は、元本等一般更生債権（第1回弁済における既弁済額及び免除額は控除しない。以下3において同じ。）について、下記(1)のとおり JDC 及び JDN のそれぞれについて第1回弁済及び第2回弁済の弁済資金総額を算出した上で、下記(2)のとおり当該総額による弁済を行う場合の JDC 及び JDN それぞれの元本等一般更生債権に対する弁済率を算出し、下記(3)のとおり当該弁済率により算出される各更生債権者に対する弁済額から当該更生債権者に対する第1回弁済における既弁済額を控除した残額を、第2回弁済において弁済する。

更生担保権及び優先的更生債権は、第1回弁済により全額弁済及び納付済みであるため、第2回弁済は行われぬ。

(1) 第1回弁済及び第2回弁済における弁済資金総額

JDC 及び JDN の元本等一般更生債権について、それぞれ下記表の算式により求められる額が、第1回弁済及び第2回弁済における弁済資金の総額となる。

JDC	{260 億円 (本弁済控除額がある場合は控除後の金額) × 約 82.91% + JDN の第1回弁済及び第2回弁済により受領する弁済金} - 更生担保権及び優先的更生債権に対する弁済・納付額
JDN	{260 億円 (同上) × 約 17.09% + JDC の第1回弁済及び第2回弁済により受領する弁済金} - 更生担保権に対する弁済額

(2) 弁済資金総額による弁済の弁済率 (100万円超)

上記(1)の弁済資金総額により弁済を行う場合の元本等一般更生債権の100万円を超過する部分に対する弁済率は、下記①を下記②で除して算出する（上記(1)の弁済資金総額が現時点で未定のため、この弁済率も未定である。）。

- ① 上記(1)の弁済資金総額から、JDC 及び JDN のそれぞれについて、元本等一般更生債権のうち100万円以内の金額に対する弁済額（未確定更生債権及び条件付一般更生債権の弁済のために留保する額を含む。以下本(2)において同じ。）の合計額を控除した残額
- ② JDC 及び JDN のそれぞれについて、元本等一般更生債権の合計額から、元本等一般更生債権のうち100万円以内の金額に対する弁済額の合計額を控除した残額

(3) 一般更生債権に対する第2回弁済額

JDC 及び JDN は、各更生債権者が有する元本等一般更生債権の100万円を超過する部分について、上記(2)の弁済率を乗じた上で100万円を加えることにより算出される額から、第1回弁済における既弁済額を控除した残額を、第2回弁済日に弁済する。

第3 JDC 及び JDN の担保権の措置

① JDC の担保権の措置

JDC の資産に設定された担保権のうち、HAKURYU-11 及び HAKURYU-14 に係る担保権は、被担保債権を更生担保権と同額に変更した上で更生計画認可決定後も存続するが、当該更生担保権に対する第1回弁済により消滅する。

② JDN の担保権の措置

JDN の資産に設定された担保権のうち、HAKURYU-10、HAKURYU-11 及び HAKURYU-12 に係る担保権は、被担保債権を更生担保権と同額に変更した上で更生計画認可決定後も存続するが、当該更生担保権に対する第 1 回弁済により消滅する。HAKURYU-12 について、JDN は、リース期間満了日まで使用を継続することができる。

第 4 JDC 及び JDN の株主の権利の変更

① JDC の株主の権利の変更

JDC は、クロージング日において、資本金（75 億 7200 万円）及び資本準備金（35 億 7200 万円）の全額を減少させるとともに、発行済み株式（1799 万 9528 株）の全部を無償で取得して消却する。また、クロージング日において、Nyctaeus Investors Japan 株式会社を引受人として募集株式を発行する（1 株あたりの払込金額及び募集株式の数については、裁判所の許可を得て定める。）。

② JDN の株主の権利の変更

JDN は、クロージング日において、JDC より払込剰余金（オランダ法に基づく出資方法の一つ）の払込を受ける（金額については裁判所の許可を得て定める。）。

以 上